

2018年12月26日

お客さま 各位

株式会社大京アステージ
代表取締役 三宅 恒治

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督（行政）処分について

謹啓 時下ますますご清祥のことと拝察申し上げます。平素は弊社業務に関し多大なるご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは誠に遺憾ながら、弊社元社員が複数の管理組合様の財産を詐取して損害を与えたこと、および管理組合様の保管口座の印鑑を保管したことにより、国土交通省中部地方整備局から下記の監督（行政）処分を受けましたので、ここにご報告申し上げます。

本件把握後、速やかに被害対象の全ての管理組合様にお詫びをさせていただき、顛末をご報告して損害を補填させていただくとともに、監督官庁である国土交通省に報告いたしました。

弊社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止めて深く反省するとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向けた取り組みを進めることは当然ながら、引き続き、社内の内部管理体制の更なる充実・強化を図り、各種法令等の遵守により、皆さまからの信頼を回復すべく、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいりますので、何とぞ、ご理解を賜るとともに、倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 処分年月日：2018年12月26日
2. 根拠となる法令：マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条ならびに第82条
3. 処分理由：弊社が管理を受託していた複数の管理組合において、弊社元社員が管理組合財産を不正に支出し、管理組合に損害を与えた。また、管理組合の保管口座の印鑑を保管した。
4. 処分の内容：業務停止処分60日ならびに指示処分
 - (1) 停止となる業務内容
以下のマンション管理業に係るすべての業務
 - ① 弊社名古屋支店の業務。
 - ② 中部地方整備局の管轄する区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）における弊社の業務。
 - ③ 上記②の区域内に存するマンション（法第2条第1号のマンションをいう。）に係る業務。ただし、次の業務は除かれます。
《除外業務》
 - ア. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新。
 - イ. 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務。
 - ウ. 業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務。
 - (2) 業務停止期間
2019年1月18日～2019年3月18日

以上

【本件に関するお客さまからのお問合せ先】

大京アステージ 専用受付ダイヤル
0120-983-529(受付時間:9時～17時30分)

※2018年12月30日～2019年1月3日を除く